

市外在住の子育て家族にお知らせください！

親子で楽しむ「暮らし・子育て体験ツアー」

市では、市民の皆さんが暮らしや子育てをする中で感じている魅力を広く浸透させるため、市公式PRサイトやインスタグラム、「はむら家族プロジェクト」でのイベントなどを通して市内・外に発信するシテイプロモーション事業に取り組んでいます。この一つとして、市外で子育てをする家族が羽村市に来て、実際に子育て環境を体感する羽村市モニターツアーを行います。

ツアーの内容は、市内の全保育園が集まる「はむら保育園」と、子どものお散歩にピッタリの「羽村市動物公園」を巡ります。また、「はむら家族プロジェクト」に参加している家族にも協力していただき、羽村市に暮らす先輩家族との意見交換も行います。保育園の先生や、市内で子育て中の家族と直接話をする事ができるため、子育て中に気になることも、納得するまで聞くことができます。

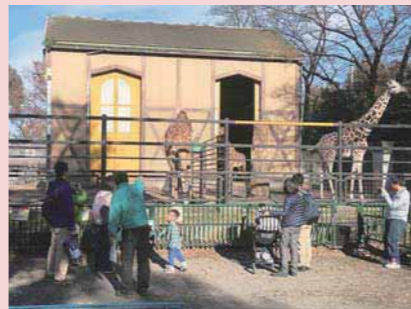
市外に住んでいて、子育てしやすい環境への引っ越しを考えている家族や友達に、ぜひお知らせください。



▲はむら保育園見学の様子



▲意見交換の様子



▲羽村市動物公園を見学している様子

日時 11月23日(金・祝) 午前10時～午後4時

行程 羽村駅東口集合↓はむら保育園見学↓ランチ↓羽村で暮らす先輩家族と意見交換↓羽村市動物公園見学↓羽村駅東口解散

対象 市外で未就学児を育てている家族

定員 16人(申込み多数の場合は抽選)

参加費 大人1000円・子ども500円(お昼代(実費))

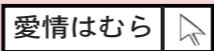
申込み 10月1日(月)～11月9日(金)に、市公式PRサイト↓「遊ぶ・暮らす」

↓「暮らし・子育て体験ツアー」の応募フォームから申し込んでください。問合せ シテイプロモーション推進課

342



▲応募フォームQRコード



「東京動画」でラジオ体操動画を配信中

東京都では、都民の健康増進と2020年の東京オリンピック・パラリンピックの気運醸成を目的として、ラジオ体操の実施を広める取組み「みんなでラジオ体操プロジェクト」を行っています。

このプロジェクトの一ツとして、東京都公式動画チャンネル「東京動画」でラジオ体操動画を配信しています。



▲はむラジオ体操をご覧ください！

羽村市でも「はむら」の魅力満載の楽しい作品を2つ作成し、公開します。ぜひ、ご覧ください。

○第1弾：はむラジオ体操～職員withはむりん～

○第2弾：はむラジオ体操～市民の皆さんと一緒に 春夏編～

※詳しくは、市公式サイト「東京オリンピック・パラリンピック準備室」のページをご覧ください。

問合せ 東京オリンピック・パラリンピック準備室 345

もしも、病気やけがで障害が残ったら障害基礎年金のご相談を

注意してください

国民年金加入中や20歳前などに初診日がある病気やけがによって、障害等級の1級または2級(障害者手帳などの等級とは基準が異なります)に該当し、次の支給要件に該当した場合、障害基礎年金を受給できます。

支給要件

○初診日に国民年金の被保険者である(初診日が60歳以上65歳未満の間であり、老齢基礎年金を受給していない国内在住の方も対象)

○障害認定日(初)の障害の程度が障害等級の1級または2級に該当している

○初診日の前日において次のいずれかの保険料の納付要件を満たしている

①初診日の月の前々月までの被保険者期間の中で3分の2以上の保険料納付期間(注)があること

②初診日の月の前々月までの直近1年間の保険料納付期間に未納がないこと

(注)初診日：その病気などで初めて診察を受けた日

(注)障害認定日：初診日より1年半後または、医師などにより状態固定したとされる日

(注)保険料納付期間：定額の保険料納付期間以外に、保険料免除期間や猶予期間・学生納付特例の期間を含みます。

初診日が厚生年金加入期間であった場合、障害厚生年金の対象となります。年金事務所での手続きをお願いします。

支給年金額(平成30年度の年額)

- 1級障害：97万4125円(月額8万1177円)
2級障害：77万9300円(月額6万4941円)

障害基礎年金の受給権者によって生計が維持されている子(18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある子)がいれば1人につき次の額が加算されます。

- 1人目・2人目：22万4300円
3人目以降：7万4800円

20歳前に初診日がある方

保険料納付要件はありません。20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日)に障害基礎年金を請求できます。ただし、受給権を得た場合でも、本人の前年所得金額によっては、年金額の全額または半額が支給停止となる場合があります。

このような制度もあります

■事後重症制度：障害認定日時点で、障害の程度が軽く、支給対象とならなかった場合でも、その後障害が重くなつたときは支給対象となる場合があります。

■特別障害給付金制度：平成3年3月以前に学生だった方、または昭和61年3月以前に厚生年金等加入者の配偶者だった方で、その当時国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病を原因として、現在障害の状態にある方が対象です。

■年金相談：市役所で行う障害基礎年金を含めた年金相談は、予約不要ですが、時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

日時 月々水・金曜日(祝日・年末年始の閉庁日を除く)の午前9時～正午、午後1時～4時

なお、相談の際は、請求の対象となる傷病名や、その傷病の初診日と医療機関名、現在までの受診歴などを事前確認の上、お越しください。

問合せ 市民課高齢医療・年金係 342

市役所サービスを一時停止します

10月8日(月・祝)に、市役所庁舎で電気設備点検を行います。点検中は停電になるため、次のサービスを一時停止します。

→迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

停止するサービス

- 住民票・印鑑登録証明・戸籍証明書の自動交付機のサービス
○住民票・印鑑登録証明・戸籍証明書・課税証明書のコンビニ交付のサービス
○市宛てメールの受信と市からのメール送信

○電気自動車の急速充電設備停止する日時 10月8日(月・祝)午前7時～午後5時(コンビニ交付は終日)

問合せ

- 電気設備点検：契約管財課管財係 395
□自動交付機・コンビニ交付：市民課受付係 312
□メールの送受信：情報管理課 512
□電気自動車急速充電設備：環境保全課 226